

# 清水町地域公共交通総合連携計画の概要

## 1. 経緯

平成23年 3月25日 作成

平成23年 3月25日 公表

## 2. 清水町地域公共交通総合連携計画の区域

本計画が対象とする区域は、清水町全域とする。

## 3. 清水町地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

基本方針1 市街地である清水地区・御影地区におけるバスサービスの向上

基本方針2 郊外地区における「育む公共交通」の実現

基本方針3 公共交通に対して肯定的な住民意識の形成

## 4. 清水町地域公共交通総合連携計画の目標

### (1) 市街地部の清水地区・御影地区におけるバスサービスレベルの向上

現在試験的に運行している町内巡回バスの改良により、清水地区内・御影地区内での移動におけるバス利用者の利便性を向上させるとともに、新しい運行方法であるフレックス型のデマンドバスの導入により、両地区間における運行の利便性と効率性を高め、新たな利用者の確保を目指す。

### (2) 郊外地区における「育む公共交通」の実現

既存の協議会を活用し、郊外部の住民と企業（事業所）、及び交通事業者、行政による作業部会（仮称：育む公共交通部会）を組織し、公共交通の必要性についての勉強会や、乗合タクシー（デマンド型交通）の運行形態、公共交通を持続的に運営する方法等について、三位一体となった検討を行い、「育む公共交通」への取り組みを継続的に実施し、具体的な成果として、乗合タクシーの運行実現を目指す。

### (3) 公共交通に対して肯定的な住民意識の形成

心理学的手法を適切に組み入れ、人々に自発的な行動変容（人々が自分の考えでバス利用を選択する）をもたらすモビリティ・マネジメントを中心とした施策を展開し、バス利用の促進を目指す。

## 5. 事業の概要及び事業の実施主体

### (1) 市街地部の清水地区・御影地区におけるバスサービス向上プロジェクト

実施主体：町内の交通事業者・清水町

(2) 「育む公共交通」構築プロジェクト

実施主体：町内の交通事業者・清水町・町内会

(3) 公共交通に対して肯定的な住民意識の形成プロジェクト

1). ニュースレターの発行

実施主体：清水町

2). 公共交通に関する出前講座の実施

実施主体：町内の交通事業者・北海道運輸局帯広運輸支局・清水町

3). 高齢者の免許返納支援バス券の実施

実施主体：清水町

6. 計画期間

平成 23 年度～平成 26 年度

7. 法第 6 条に定める協議会の有無

有 ( 設立：平成 22 年 3 月 12 日

名称：清水町地域公共交通活性化協議会、構成員：別添 )

無

8. 法第 5 条第 6 項に定められている関係者との協議

(1) 平成 22 年 3 月 12 日 第 1 回清水町地域公共交通活性化協議会

内容：・清水町地域公共交通活性化協議会規約等の決定について  
役員の選任について

・地域公共交通活性化・再生総合事業について

・平成 22・23 年度の取り組み事項について

・清水町地域公共交通活性化協議会予算 (案) について

(2) 平成 22 年 6 月 24 日 第 2 回清水町地域公共交通活性化協議会

内容：・清水町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

・清水町地域公共交通活性化協議会平成 22 年度補正予算 (案) について

・清水町地域公共交通総合連携計画策定調査業務企画競争の実施及び企画競争審査委員会の設置について

(3) 平成 22 年 9 月 21 日 第 3 回清水町地域公共交通活性化協議会

内容：・清水町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

- ・清水町地域公共交通総合連携計画策定調査業務実施概要について
  - (4) 平成22年11月2日 第4回清水町地域公共交通活性化協議会  
内容：・清水町民巡回バスの運行実施について  
・清水町地域公共交通活性化協議会平成22年度補正予算(案)について
  - (5) 平成23年1月12日 第5回清水町地域公共交通活性化協議会  
内容：・清水・御影間のフレックスバス運行について  
・地域公共交通総合連携計画素案のイメージについて  
・調査事業に係る事後評価について
  - (6) 平成23年2月22日 第6回清水町地域公共交通活性化協議会  
内容：・地域公共交通総合連携計画素案について
  - (7) 平成23年3月24日 第7回清水町地域公共交通活性化協議会  
内容：・地域公共交通総合連携計画(案)について  
・清水町民巡回バスの運行実施について(継続)  
・清水町地域公共交通活性化協議会平成23年度予算(案)について
9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映
- (1) 協議会構成員へのヒアリングに加え、町内の住民組織等の代表が協議会に参画し、7回にわたって議論をおこなった。
  - (2) 全世帯に対するアンケート調査を行い、住民意見の抽出を行った。
10. その他
- 法第7条による提案の有無(有の場合その概要)
- 無
- 活用を想定している国の支援制度
- ・地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)

## 清水町地域公共交通活性化協議会名簿

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	清水町	町長	高薄 渡	会長
2			副町長	安曇 達雄	副会長
3	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	近藤 勝俊	
4		十勝総合振興局 帯広建設管理部鹿追出張所	所長	佐藤 昌行	
5	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	営業課長	小森 明仁	
6		十勝バス株式会社	旅客事業本部長	長沢 敏彦	
7		昭和タクシー有限公司	代表取締役	渋谷 勲	
8	利用者代表	清水町商工会	会長	牧野 昭夫	副会長
9		清水町観光協会	会長	平尾 勝徳	
10		清水町ハーモニーカード商店会	会長	有澤 秀幸	
11		清水町PTA連合会	会長	三好 豊	
12		清水町社会福祉協議会	理事	杉野 和雄	
13		清水町女性団体連絡協議会	会長	武田 静江	
14		清水町老人クラブ連合会	副会長	鳥羽 秀雄	
15		清水町消費者協会	会長	樋爪 護	監事
16		清水町まちづくり推進協議会	会長	紺野 芳夫	
17		清水町御影地域づくり推進協議会	会長	妻鳥 公一	
18		株式会社福原 清水店	店長	田中 邦訓	
19		株式会社いちまる 清水店	店長	下田 範夫	
20		株式会社ホクレン商事 食彩館すまいる432	店長	山根 浩仁	
21		清水赤十字病院	事務部長	金野 徳光	監事
22		前田クリニック	事務長	若林 尚	
23		御影診療所	事務長	村山 義則	
24	啓仁会病院	GM	山下 光洋		
25	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	藤田 雅博	
26	北海道	十勝総合振興局 地域政策部 地域政策課	課長	佐藤 恵一	
	事務局長	清水町企画課	課長	中島 弘志	
	事務局員	清水町企画課まちづくり推進係	課長補佐兼係長	佐藤 秀美	
			主査	近藤 芳行	